

令和6年3月7日

**インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に
対する改善指導について（令和5年10月～12月）**

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善指導等を行いました。

消費者庁では、令和5年10月から12月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。

この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している244事業者による248商品の表示について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善指導を行うとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を依頼しました。

消費者庁では、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課ヘルスケア表示指導室

電 話 03（3507）7563

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

- (1) 監視期間：令和5年10月から12月まで
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、検索キーワードによる無作為検索の上、検索された商品のサイトを目視により確認。

2. 監視結果及び改善指導

監視の結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している244事業者による248商品について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善指導を行った。

また、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、同指導を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を依頼した。

3. 表示されていた健康保持増進効果等（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 (農産物) 【7商品】	・ガン予防、骨粗しょう症予防、風邪・インフルエンザ予防、血行促進作用、血液サラサラ、二日酔いに効果を有すること等を標ぼうする表示
加工食品 (農産加工品、果実加工品、水産加工品等) 【56商品】	・ガン予防、骨粗しょう症予防、風邪予防、血管の保護強化、精力増強、精巣・卵巣機能を高める、肝機能改善作用、脂肪燃焼、血中コレステロール抑制に効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 (茶、コーヒー及びココア調製品、飲料) 【20商品】	・抗がん作用、インフルエンザの特効薬、風邪予防、自然妊娠、不妊、二日酔い、シミ・シワ予防に効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、顆粒状等) 【165商品】	・ガン予防、筋肉・骨密度強化、骨を伸ばす、成長ホルモン分泌促進、インフルエンザ・風邪予防、血行障害改善、男性機能不全の改善、妊娠ビタミン、肝機能改善、太りにくいからだ作り、大人ニキビ予防、アトピー・乾燥肌に効果を有することを標ぼうする表示 ・女性ホルモンの活性化に働きかけ、ストレス・不安軽減、甲状腺機能保護、更年期障害、美肌・美白効果、痩身に効果を有すること等を標ぼうする表示

4. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善指導件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
令和4年度	804	810	804	810
令和5年4月～6月	133	136	133	136
令和5年7月～9月	150	155	150	155
令和5年10月～12月	244	248	—	—

5. 参照条文

健康増進法（平成14年法律第103号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2（略）

（勧告等）

第六十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3・4（略）

（注）健康増進法第65条第1項の「何人」の解釈については、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日全部改定）第3の3の（2）及び（3）を参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_221205_01.pdf

インターネット監視とは

インターネット監視は、事業者の自主的な意思の下、健康増進法違反のおそれのある表示を修正又は削除させることにより、不適切な内容の表示を迅速かつ効率的に排除し、国民に対する正確な情報の伝達を促すことを目的として実施。

インターネット監視業務の執行イメージ

